

安心で安全なインターネット環境整備のためのプログラム

－「安心ネットづくり」促進プログラム－

平成 21 年 1 月 16 日
総 務 省

第 169 回国会において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 54 号）」が成立した。これらの法律の趣旨を踏まえながら、これまでの取組を整理した上で、総務省における今後のインターネット上の違法・有害情報への対応として行う施策について、「安心で安全なインターネット環境整備のためのプログラム」として取りまとめた。

1. 本プログラムの目的

本プログラムは、適切にインターネット上の違法・有害情報への対応を行うことで、国民生活に不可欠なインフラとなったインターネットの利用環境を安心で安全なものとするため、関係府省庁等との連携の上で総務省が実施すべき施策の方向性について、本年 1 月 14 日に取りまとめられた「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめ（以下、最終取りまとめ）を踏まえ、示すものである。

具体的には、青少年インターネット環境整備法第 3 条の基本理念と方向性を共有し、「安心を実現する基本的枠組の整備」、「民間における自主的取組の促進」及び「利用者を育てる取組の推進」の 3 つを柱とした総合的な政策パッケージを提示する。

なお、2009 年 4 月 1 日に施行を予定している同法は、附則第 3 条において「施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとしており、この期間に、民間の自主的取組等、法律の趣旨を踏まえた環境整備が進展することを期待している。本プログラムは、青少年保護にとどまらず、広くインターネット利用環境整備全般を視野に入れるものであるが、同法が示す期間を念頭に、本年度から 2011 年度までに講じるべき施策を提示し、可能なものから速やかに実施する。

2. 具体的施策

違法・有害情報対策などによるインターネットの利用環境整備は、国民的課題として位置付けられる。したがって、その推進には、保護者、子どもをはじめとする利用者、民間企業、教育機関、公益法人、NPO、地方公共団体、各府省庁など、あらゆる関係者の協働が不可欠である。

また、インターネット上の違法・有害情報対策については、青少年インターネット環境整備法制定時の議論等を踏まえ、表現の自由など、国の関与に慎重であるべき領域について十分配慮して実施することとする。

(1) 安心を実現する基本的枠組の整備

1) 安心なインターネット利用のための基本法制の整備等

(a) 携帯電話フィルタリングの導入促進

2009年4月1日の青少年インターネット環境整備法施行までに、携帯電話事業者、フィルタリングリスト提供会社、第三者機関であるモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）及びインターネットコンテンツ審査監視機構（I-R01）等の関係者と協力し、18歳未満の新規及び既存契約者のフィルタリング利用の意思確認を確実に実施するなど、携帯電話フィルタリングの導入促進を図る。

また、利用者側でフィルタリングの対象とするサイト及びカテゴリの取捨選択を可能とする機能や、年齢層に応じたフィルタリングなど、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスの多様化や、第三者機関による年齢層別のフィルタリング対象カテゴリモデルの提示など、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じて、多様なフィルタリングを活用できる環境の整備を推進する。

(b) フィルタリング推進機関の支援

青少年インターネット環境整備法施行後、同法に規定するフィルタリング推進機関として登録し、フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発や、フィルタリングソフトウェアの技術開発を行う団体等の取組を適切に支援する。

なお、国等はフィルタリング推進機関に限らず、民間団体に対する支援に努めることとされていること（青少年インターネット環境整備法第30条）も踏まえ、活動内容に応じて様々な民間団体の取組を支援し、効

果的な普及啓発等を展開する。また、ICT国際競争力強化の観点からフィルタリングをはじめとするインターネットの良好な利用環境が民間活力によって構築されるよう、振興策を検討・実施する。

(c) 自主的取組を推進する法制の検討

青少年インターネット環境整備法の附則第4条において、インターネット上の違法情報の閲覧を防止する措置を講じた場合のサーバー管理者の損害賠償の責任の在り方について、法律の施行後速やかに検討すべきこととされている。これを踏まえ、2011年度まで、プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大等、「最終取りまとめ」に提示された各種法的措置に関わる課題につき議論を深め、自主的取組を推進する法制の在り方について検討する。なお、その他の違法情報対策にかかる様々な課題についても、社会状況を踏まえながら柔軟に検討を行う。

(d) 特定電子メール法の着実な執行

我が国におけるいわゆる迷惑メール（受信者の同意を得ずに一方的に送信される広告宣伝等のメール）については、その大部分が出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝を内容としており、違法・有害情報への誘導が行われる側面がある。迷惑メールへの法制的な対策として、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）の2008年改正により、オプトイン方式の規制が導入されるとともに、罰金額の引上げ等による法の実効性の強化が図られたところ、迷惑メール送信者に対する行政処分等の執行を着実に進める。

2) 国際連携推進のための枠組の構築

2009年から、関係府省庁と連携・協力し、様々な国際会議やシンポジウム等の場を通じて、我が国の違法・有害情報対策を紹介し、各国の自主規制やリテラシー施策に関する情報交換を進める。また、国際的なルールづくりとして、ITU（国際電気通信連合）やOECD（経済協力開発機構）等の国際機関において、最高意思決定機関である理事会が加盟国に対して行う勧告等を活用することを視野に、青少年インターネット環境整備法や民間の自主的取組などについて国際的に連携できる環境作りをめざし、日本主導の働きかけを行うことを検討する。

このほか、海外から発信される迷惑メールへの対策強化が図られた特定電子メール法の2008年改正も踏まえ、多国間・二国間の場を用いることにより、各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要

に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面での連携を図る。

3) 様々な連携の推進

IT戦略本部に設けられた「IT安心会議局長会議」（議長：内閣官房副長官補）及び「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」（議長：内閣参事官）を活用し、本プログラムに基づく取組などについて、官民で情報共有し、適切に役割分担を図ることで効果的な対策を構築する。

また、インターネット利用環境整備をテーマとして、今後の取組の方向性を共有するためのシンポジウムを2009年から定期的を開催することで、国による施策や民間での取組、各地方公共団体の取組について最新の情報を共有し、民間団体、関係府省庁及び地方公共団体と協働し、適切な施策を推進できるようにする。

さらに、産学の自主的な取組及び啓発活動を推進する組織として、2008年度中の設立準備が進められている「安心ネットづくり」促進協議会（仮称）の取組を支援する。

このほか、迷惑メール対策を行う民間部門とも連携の上、迷惑メール対策推進協議会の活動を通じ、迷惑メール対策に係る最新情報の共有、対応方策の検討、対外的な情報提供等を進める。

(2) 民間における自主的取組の促進

1) 違法・有害情報対策の推進

(a) これまでの取組の強化

社会状況を踏まえ、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」など、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援する。

また、自主的取組として個々の企業等が参照すべき既存のガイドライン等を、ホスティング事業者など、「サーバーの管理者」の多くが共有することで、違法・有害情報対策の効果を高めることが期待できる。このため、業界団体に所属する会員以外の電気通信事業者に対する働きかけを強化することが必要であり、各総合通信局等を活用した周知活動などにより支援する。

さらに、社団法人テレコムサービス協会など4事業者団体が運営している「違法・有害情報事業者相談センター」について、電気通信事業者

ではないサイト管理者等の相談も受け付けるなど、拡充や機能の強化について、2009年度から支援する。

(b) 目標共有のための枠組み構築の支援

ISPをはじめとする通信事業者、コンテンツ事業者、さらには、自社のHPを開設する一般企業、電子掲示板の管理者である個人などを含む幅広い関係者が、インターネットの利用環境整備に参画していることを明らかにする新たな枠組みとして、また、それら関係者の自主的取組を実質的にも強化する仕掛けとして、2009年度から、「自主憲章」的な目標を共有することを「宣言」する取組について、「最終取りまとめ」で提示された諸要素を踏まえながら、広報的な側面をはじめとして必要な支援を行う。

2) 児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討

児童ポルノ対策については、児童ポルノの単純所持禁止などを盛り込んだ「児童ポルノ禁止法」の改正動向も踏まえながら、民間の自主的取組が推進されることが望ましい。例えば、ブロッキングについては、今後の閲覧防止策として期待されているが、ブロッキングが、実効性と実現可能性を兼ね備えた方策であるか検証することが重要である。具体的には、海外における運用実態の調査をしつつ、これを踏まえて、課題の解決方法について検討を深めること、趣旨に賛同するISPの協力を得て実証実験等を実施し、実際の効果や弊害を測定すること等の作業が不可欠である。

2009年度中に、民間における産学連携の組織に、児童ポルノ情報対策を進める枠組みが設けられた場合、必要な調査を進めながら、例えば、実証事業の着手などについて、関係府省庁とともに協力する。

3) コンテンツ・レイティングの普及促進

インターネット上のコンテンツのセルフレイティングの普及を図るため、周知啓発活動を効果的に行うことにより、セルフレイティングへの取組を行う者を確実に増やしていくことが重要である。この周知啓発活動の一環として、第三者レイティングを行う第三者機関、意欲ある企業や個人等のコンテンツ発信者、多数の利用モニターの参画を得た実証プロジェクトを実施することについて、関係府省庁と協力し、レイティング基準の策定に関与することを避けながら、2009年度以降、予算施策の活用も視野に入れ、支援する。

4) 違法・有害情報対策に資する技術開発支援

国やその技術開発を担当する公的な研究機関が技術開発の支援に取り組むにあたっては、可能な限り開発成果のオープンな公開を図ること、民間との十分な意思疎通と情報共有を図ること、インターネット上の表現の自由と民間事業者の自主的な取組に配慮することなどが重要である。これらの点に留意し、2009年度以降、必要な予算施策等を確保しながら、民間における違法・有害情報対策に資する研究開発について適切に支援を行う。

(3) 利用者を育てる取組の促進

1) 家庭・地域・学校における情報モラル教育

学校だけではなく、家庭や地域も含めた包括的な取組として捉え、リテラシー向上を推進する必要がある。

指導教材の改善については、情報モラル教育ポータルサイトの開設や指導事例のとりまとめ等、最近の取組を踏まえ、民間における活動に対する支援策の在り方を2009年度中に検討する。

また、民間企業のCSR活動として、教職員や保護者向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う「e-ネットキャラバン」について、文部科学省や関連事業者団体と協力し、一層の拡充・強化を図るべく、2008年度中に今後の在り方を検討し、結論を得る。

さらに、保護者のリテラシーを向上させるために、地域や学校においてできるだけ多くの保護者が集う機会に情報提供を行うことや、課外活動の機会を活用するなど、2009年度以降、可能な限り早期に、関係府省庁や民間における産学連携組織等と協力し、新たなアプローチによる関連施策の強化を図る。

2) ペアレンタルコントロールの促進

子どものインターネット利用に際して、保護者による適切な管理を可能とするために、保護者のメディアリテラシーを強化する機会を設けることが必要である。例えば、携帯電話販売代理店の協力を得て、青少年契約者及びその保護者に対して、携帯電話利用時のマナーや注意点に関する講習を実施するなど、購入プロセスや利用シーンにおける親子参加型の啓発活動について2009年度中に検討する。

また、保護者による子どものアクセス履歴のチェックなど、携帯電話事業者のサービスによるペアレンタルコントロールについては、各事業

者における導入状況を踏まえ、利用可能となったサービスについて周知・啓発を支援する。

さらに、リテラシーが充分でない親子に対する対策として機能限定携帯端末の開発・利用を促進することが考えられるが、これについても携帯電話事業者や端末開発事業者における検討を踏まえながら、普及促進を支援する。

3) 利用者を育てる取組の協調的な推進

2009年度以降、産学、地域を含む様々な関係者が緩やかにつながる枠組みが、インターネット利用者を育てる取組を協働して推進する母体として機能することで、啓発活動の面的な広がりが確保され、単独では社会貢献活動に取り組むことが難しい中小コンテンツ事業者などの幅広い関係者が参画できるようになり、優れた取組が共有されるよう、支援を行う。

4) 違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施

違法・有害情報の性質に応じた場合分けを行い、それぞれについての確な調査・分析を行うことにより、それぞれの情報のインターネット上における流通が青少年等にもたらす社会的影響について、より客観的で効果的な対策を行うための知見を蓄積することが重要である。2008年度中に、関係府省庁や民間における産学連携組織と協力し、調査の実際の在り方について検討を開始し、2009年度から、関係者と役割分担の上、継続的な調査に取り組み、その結果を適宜公表する。

3. 本プログラムのフォローアップ

本プログラムに基づく取組と進捗状況については、関係府省庁、民間における産学連携組織等と連携し、IT戦略本部が主催するIT安心会議及びインターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルなど、様々な機会に報告・公表する。

なお、2011年には、本プログラムの検証を行う場を設け、インターネット上の違法・有害情報対策全般について総合的な検証を実施するものとする。ただし、社会的状況を踏まえ、必要に応じて、前倒しで検証を行い、本プログラムの見直しを行うことも検討する。